会議等報告書

会議等の名称	平成２８年度第３回安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会及び第２回安城市地域包括ケア協議会
主　催	高齢福祉課
日　時	平成２９年３月３０日（木)午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
場　所	市役所本庁舎３階　第１０会議室
傍聴人	３名
内　容	別添会議資料のとおり

典礼：福祉部次長

１　会長あいさつ(要旨)

地域包括ケアシステムは、高齢者の生活・医療・介護・予防を一連の流れとしてやっていこうというもの。今は医療と介護はどちらかというとばらばらだったが、今後は密接なものとして行い、そこに予防、生活面も一連のものとしてやろうというものが地域包括ケアシステムの実態であると考えられえる。活発なご議論をお願いしたい。

２　議題

議事の取り回しは神谷会長

議題（１）平成２９年度介護保険事業当初予算について（報告事項）

資料１により説明

(説明要旨)

- 歳出について、以前介護予防サービス給付費に含まれていた介護予防サービス給付費、介護予防サービス計画給付費が、４月から介護予防・日常生活総合事業が始まることにより、移行し、減少している。
- 歳出について、介護予防訪問介護費と介護予防通所介護費が、地域支援事業に移行するため減少している。
- 歳出について、介護予防・日常支援総合事業の開始により、地域支援事業費について、前年度予算費に対し 37.7%の大幅増となっている。
- 歳入については、国庫支出金、県支出金、繰入金についても、介護予防・日常生活総合事業に関するものが前年度に比べて大幅増となっている。
- 介護給付費準備基金繰入金については、1 億 9000 万余りと大幅増となっている。これは、保険料が２７年度から２９年度まで同じ料金となっている中、保険給付費の負担は毎年増加していることから、３年目の最終年度である平成２９年度では増加することになる。

【質疑】

特になし

議題（２）総合事業について（承認事項）
　資料２により説明
(説明要旨)

- 介護保険法第 115 条の 45 に基づいて市が行う地域支援事業に位置づけられ、全国の市町村で平成２９年４月までに行うこととなっており、安城市では平成２９年４月からはじめる。今まで国が決めた一律のサービスで提供していたが、各市の実情に合わせて展開できる形となっている。
- 総合事業の目的として、高齢者の自立を支援し、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らし続けることができるように展開される。
- 事業概要が大きく２つに分けられ、介護予防生活支援サービス事業と一般介護予防事業にわけられる。介護予防生活支援サービス事業については、要支援１・２の方とチェックリストで事業対象者となった方に対して提供されるサービス。一般介護予防事業については、65 歳以上の方はどなたでも受けられるものとなっている。
- 介護予防生活支援サービス事業は、訪問のサービス（介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス)、通いのサービス（介護予防通所サービス、生活支援通所サービスの機能訓練型とミニデイ型、短期集中型介護予防サービス）がある。
- サービス利用の流れは地域包括支援センターへ相談、聞き取りを行い、認定申請が必要な方を認定申請、総合事業が適当な方はチェックリストを行い、対象となればサービスを利用できる。
- 一般介護予防事業は、介護予防事業、町内会健康体操教室、地域リハビリテーション活動支援事業、あんジョイ生活サポーター養成研修、地域住民によるサロンや認知症カフェ等がある。

【質疑】
（委員）
　費用の負担の面についてはどうなるか。
（事務局）
　介護予防訪問サービス、介護予防通所サービスについては、現行と同じ負担となっている。生活支援訪問サービス、生活支援通所サービスについては、現行の８割の負担、短期集中型介護予防サービスについては、平成２９年度については、自己負担なしとしている。
（委員）
　シルバー人材センターで行っている軽度生活援助との整合性について伺いたい。
（事務局）
　軽度生活援助については、必要に応じて見直しを考えておりますが、はじめの時点では並存する形をとる。
（委員）
　あんジョイ生活サポーターは誰が管理・監督するシステムになるか。
（事務局）
　あんジョイ生活サポーターはどこかの事業所に雇用されることになるので、管理・監督は事業所となる。
（委員）

あんジョイ生活サポーターは、ヘルパー２級を持っている人であれば改めてとる必要はないか。
（事務局）
そのとおりである。
（委員）
単価が下がる関係で、手を挙げる事業所は出ているか。
（事務局）
１０の事業所から指定の申請を受けている。
（委員）
従来の事業所全体はいくつあるか。
（事務局）
２２の事業所がある。
（委員）
チェックリストの表の受付シートで、ひとつでもＢがある場合は要介護申請とあるが、要介護申請が急増する懸念はないか。
（事務局）
逆に減るのではと思っている。要介護認定にはどうしても１か月程度かかるため、訪問や通所だけで良いという形であれば、チェックリストに流れる方も多いのではと予想している。
（委員）
受付シート及びチェックリストは、既に総合事業を始めている市を参考されたのか。
（事務局）
受付シートについては国では全く必須ではない。先行しているところを参考に、安城市のアレンジを加えて作成している。
（委員）
これまでの認定申請に変わりはなく、基本チェックリストがプラスになるということでよいか。
（事務局）
そのとおりである。

議題（３）平成２９年度地域包括支援センター事業実施方針及び事業計画について
（承認事項）
資料３により説明
（説明要旨）
- 全体の実施方針として、地域包括支援センターの役割は１つ目に地域包括ケアシステムの推進、２つ目に公の制度に基づかないものの支援、３つ目に地域の介護支援専門員に対する支援・指導の役割がある。重点に取り組むべき項目として虐待困難ケース、医療分野との連携、認知症高齢者の支援がある。
- それぞれ各地域包括支援センターの事業計画については、地域の実情や強み等を含め目標設定をしている。
- 基幹包括支援センターについては、各地域包括支援センターの後方支援が主な役割となる。それに加え地域包括ケアシステムの推進、在宅医療介護連携推進事業、

認知症施策といった市の施策も合わせて期間包括を中心に進めている。

【質疑】
（委員）
個別会議、地区会議、推進会議のメンバーや中身について説明してほしい。
（事務局）
地域ケア個別会議については、個別の事案について専門職や本人、本人の家族を交えてケアをどのように進めていくかを検討する会議となる。
地域ケア地区会議については、個別ではなく、地域の問題点があるのではないかなど、中学校区単位で問題を見出したり、解決に向けて動いたりする会議となる。
地域ケア推進会議については、市の施策としてやっていかないと解決できない問題については、専門職を交えて協議をしている会議となる。最終的に何らか施策に関して市に提言することがあれば地域包括ケア協議会で諮る形となる。
（委員）
民生委員や福祉委員はどの会議に出てもらうのか。
（事務局）
民生委員には、全ての会議にわたって協力をいただいている。
（委員）
町内福祉委員会については、ほとんど民生委員は出ているので、そのあたり動きやすい計画を立てていただけるとありがたい。
（事務局）
困りごとや問題がありましたら、逆に利用していただけたらと考えている。
（委員）
個人情報の面で入っていけない部分も非常に多い。情報がもう少し流れてこれば、目が行き届くとも考えているので、そのあたりも考えていただけるとありがたい。
（委員）
もうスタートはしているか。
（事務局）
地域包括支援センター松井及びひがしばたは、４月１日からのスタートになります。
（委員）
各地域包括支援センターがどのような実態把握をされているかケースがあれば照会をお願いしたい。
（事務局）
地域での見守り活動の中で、訪問しても出てこられなかったりなどの問題があるところ、専門職で訪問したほうがいいところについては、地域包括支援センターの職員が行うようになっている。

（挙手多数により承認）

議題（４）介護予防支援業務の一部委託について（承認事項）
資料４により説明
(説明要旨)

- 介護予防支援のケアプラン作成について、原則地域包括支援センターが作成することとなっているが、事情等がある場合外部の居宅介護支援事業所に委託することができる。委託する事業者については地域包括支援センター運営協議会に諮る必要があるがサービスの性質上、追認となる。
- 今回は平成２９年度から開始する地域包括支援センター松井及びひがしばたは、地域包括支援センターから引き継ぐ形で、見込みで掲載をしている。

【質疑】
（委員）
地域包括支援センター松井及びひがしばたは見込みということだが、この中で実績がないところはあるか。
（事務局）
平成２８年度をもって地域包括支援センターのものを引き継ぐ形となっているため、実績のないところはない。
（委員）
安城市以外の事業所については、どういった事例があるか。
（事務局）
近隣市の方が近い場合などがある。

（挙手多数により承認）

議題（５）平成２８年度地域包括ケアの取組について及び平成２９年度地域包括ケアの事業報告について（報告事項）
資料５により説明
（説明要旨）
- 各地域での取組みとして、地域見守り活動を７９町内会のうち７２の福祉委員会で見守り活動をしている。地域ケア個別会議では、計１２０回実施され、昨年度課題としていた医療職の参加についても、昨年度より増えている。地域ケア地区会議については、地域の中で直面した事例と解決策などを話し合い、課題としては多様な問題が表面化されている。
- 地域ケア推進会議については、毎月開催し、１４の部会から参加していただき、サルビー見守りネットの導入や、見つかるつながるネットワークの具体的運用、訪問歯科申込書についての検討、在宅施設での看取りの検討、認知症徘徊捜索声かけ訓練の報告、総合事業の説明などを行っている。また、各部会主催の研修会の開催や各部会のテーマの検討を行っている。顔の見える関係がづくりができている。
- 生活支援体制整備については安城市社会福祉協議会に委託しており、地区社協の担当者が生活支援コーディネーターとして兼務で業務にあたっている。
- 認知症・高齢者見守り事業については、民間事業者団体との協定を締結し見守り体制の強化等を行っている。
- 平成２９年度の取組みについては、地域での取組みについては、更なる充実をしていく。
- 地域ケア推進会議については、平成２８年度同様、毎月開催し、１５の部会から

参加していただき、引き続きさまざまな検討を行っていく。

- 主な取組みとしては、サルビー見守りネットの活用の推進及び近隣市や医師会との連携、在宅医療に関する普及啓発、認知症初期手中支援チームの活用や関係機関との連携などの認知症施策の強化を考えている。また、地域包括ケアシステムについては、障害者や子どもも含め丸ごとの地域づくり包括的な支援体制の整備について検討していく。

【質疑】

（委員）

地域ケア地区会議については、安祥地区と明祥地区を除くとあるが、やっていないということか。

（事務局）

安祥地区と明祥地区については、単独での地域包括支援センターがないので行っていない。

（委員）

地域ケア個別会議について、地区ごとにずいぶん差があるがなぜか。

（事務局）

必要な方に対して実施しているため、差が出ていると思われる。足並みを揃えるということは難しい。

（委員）

各地域包括支援センターの重点目標があるが、こちらとまとめて課題提起されると課題が具体的になってくるのではないか。

（事務局）

地域包括支援センターが立ち上がったばかりということもあり重点目標と地域の課題が同じとは現状できていない。今後似たものになっていくと思われるが、現時点ではそこまで達していない。

（愛知県地域包括ケア推進室よりモデル事業の講評）

- 平成２６年度から平成２８年度の３年間にかけ、県内の全市町村の参考となる先導的な地域包括ケアの取組みをモデル事業として、安城市はじめ県内の６市で実施した。
- 安城市は、医療・介護・予防・生活支援・住まいを基本的にバランスよく進めていただいた。
- 多職種連携の促進の結果、サルビー見守りネットの導入についてもじっくり検討していただいた。その前段階の在宅見守りノートで連携促進していたのが特徴的な取組みであったと考えている。
- 専門職のみならず市民向けのフォーラム等開催していただくなど普及啓発に努めていただいたと考えている。
- モデル事業は終了となるが、今後も包括ケアの取り組みが進んでいくところであり、課題が見えたことも成果となっている。
- 平成２９年度以降モデル事業の取組みを報告書作成で普及していく予定であるので、他の市町村から参考にされることと思われるが、引き続き先導的・積極的な取り組みを続けていただきたい。

３　顧問講評（要旨）

- 介護保険制度自体が転換期を迎えている。
- 地域包括ケアシステムというのは、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく行うということだが、住宅改修や優良なサービス付き高齢者住宅、公営住宅への見守りなどの住まいに関してのところを含めると、全体として地域包括ケアシステムになるのではないか。
- 地域密着型サービスのニーズが増えてくる。特に泊まりについては現状満杯な状況があるので、サービスの重点の置き方を考えてもいい時期であると考えている。
- 歳入は限られているので、歳出をいかに合理的に行っていくか。総合事業のサービスについては単価が下げられているため、サービスを打って出る事業所がどれだけあるか。また人材不足の問題があるため、あんジョイ生活サポーターの質を保証することが必要となってくる。
- チェックリストから要介護認定の申請に流れる可能性もあるので、要介護認定の申請にならないための方策も必要となる。
- 地域ケア個別会議はアセスメントが重要となってくるため、今のメンバーのほか地域の社会福祉法人やＮＰＯ法人などの専門職の人たちも地域で活躍してもらうということをすすめたらどうか。
- 基幹包括支援センター及び各中学校区の地域包括支援センターが丸ごととして、安城市の地域包括ケアシステムの中核を担っていくところであるので、よりいっそう充実していくことが、地域包括ケアシステムを成功させていくところであると考えている。